

第56期 滋賀地方最低賃金審議会

令和6年度 第4回 滋賀地方最低賃金審議会

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和6年8月21日 9時30分～10時29分 |
| 開催場所 | 滋賀労働局 共用会議室 |
| 出席状況 | 公益代表委員 5人（定数5人） 労働者代表委員 5人（定数5人） 使用者代表委員 4人（定数5人） 事務局 5人 |
| 出席者 | 公益代表委員 石井利江子 木下康代 片山 聡 佐野洋史 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 川口剛史 楠亀博美 西田保夫 水野透 事務局 多和田治彦労働局長 中井正和労働基準部長 足立育弘賃金室長 平沢浩太労働基準監督官 山下莉歩労働基準監督官 |
| 主要議題 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申） ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問） ・ 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について |
| 議事録 | 別紙のとおり。 |

○足立賃金室長

定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度 第4回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名で、合計14名のご出席をいただいております。中村委員におかれましては体調不良ということで事前に欠席の報告をいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、2名の傍聴申込みがあり、本日、2名の方が傍聴されていますことを報告します。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

また、本審議会は、同規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

それでは、これからの議事進行を会長にお願いいたします。

○平井会長

おはようございます。本日の議題1は、8月5日に答申した「滋賀県最低賃金の改正決定」に対する「異議の申出」についてです。

本日は後ほど、滋賀労働局長から異議の申出に係る審議を行うための諮問が行われることになっていますが、まず、事務局から、異議申出の状況について、説明をお願いします。

○足立賃金室長

異議申出状況について、ご説明いたします。

8月5日に改正決定の答申をいただいた滋賀県最低賃金について、同日、最低賃金法第11条第1項に基づき、答申の要旨及び異議申出に関して、8月20日を申出期限とする公示を行いました。

当該公示により、8月9日付けで、一般社団法人滋賀県タクシー協会から、8月20日付けで、滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合から、それぞれ異議申出書が提出され、お手元の資料No.1からNo.3のとおりとなっております。

事務局としては、3件の申出書が、所定の期限である8月20日までに申し出があり、かつ、異議の内容及び理由が記載されている書面で提出されているものであることから、正式に受理いたしました。

同条第3項では、「異議申出書を受理した場合、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない」と規定されていますので、本日、本審議会を開催し、審議をお願い

いすることとなりました。

以上です。

○平井会長

それでは、事務局から「異議申出書」の朗読をお願いします。

○平沢監督官

それでは資料No.1の一般社団法人滋賀県タクシー協会からの異議申出書を朗読いたします。

滋タ第191号 令和6年8月9日

滋賀労働局長 多和田 治彦 殿

一般社団法人滋賀県タクシー協会会長 田畑 太郎

令和6年度滋賀県最低賃金の改正に対する異議申出書

謹啓、平素は、何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年8月5日に滋賀地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金について、以下のとおり異議の申し出を致します。

内容

賃金の引き上げが実現し、滋賀県の経済が活性化することはタクシー業界としても強く願望するところです。

しかしながら、今回の答申は、時間額を現行の967円から50円引き上げることが適当とするもので、これは事業における賃金の支払い能力を全く無視したものであり誠に遺憾であると言わざるを得ません。労働集約型産業の当業界としては極めて厳しく、最低賃金の改正決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。

理由

最低賃金につきましては、毎年大幅な引き上げが続いており、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫する要因になっています。

タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、経営環境はかなり厳しい状況にあります。

特に、法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営状況が続きます。

経済の回復のため、賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、あまりにも急激な引き上げは、中小零細企業の経営環境に与える環境が大きすぎると考えます。

貴局におかれましては、タクシー業界の実態をご理解いただき、最低賃金の改正決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。

続きまして資料No2 滋賀県労働組合総連合からの異議申出書を朗読いたします。

2024年8月20日

滋賀労働局長 多和田治彦 様

滋賀県労働組合総連合 議長 高岡 光浩

滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

滋賀地方最低賃金審議会は、8月5日、今年度の滋賀県最低賃金の改定について、現行の967円を50円引き上げて1,017円にすると答申しました。あまりに低い水準であることから、私は最低賃金法12条の規定に基づき、以下の理由を添えて異議を申し立てます。

1. はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている審議委員と労働局長をはじめ事務局の皆様にご敬意を表します。

物価高騰や経済状況・地域事情など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうとは思いますが、

昨年に続き答申文に入れられた4点の要望については、この間私たちが求めていたことと大筋で一致します。ぜひ国はこの内容を受け止め力を尽くしてください。

2. あまりに低すぎる水準

しかしながら、この最低賃金額は、労働者、県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額176,755円(1,017円×173.8時間)年額で2,121,055円です。月150時間では月額152,550円、年額1,830,600円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」や「…労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(最賃法1条)」と定める理念には届いておらず、生きることが脅かされる水準です。8時間労働を守れ

ないことはもとより、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、働いても、働いてもなお生活が苦しい状況です。暮らしの選択肢を狭めざるを得ない水準と言えます。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。

中央最低賃金審議会が目安通りとすれば、過重平均は 1 , 0 5 4 円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。 —

3. 審議の公開を

審議会事務局の労働局と審議会は結論を導いた議論過程を全面公開すべきです。昨年からの公労使協議に限った専門部会の公開、審議会と専門部会などの議事要旨が出されるなど、公開は進んでいると一定評価します。しかし、内容は一部にとどまっており、はなはだ不十分です。審議会を傍聴していますが、参加する委員の方々の意見はそこでほとんど話されていません。公的な会議ですから一般の県民にもわかるような運営をしたほうが良いはずです。例えば、冒頭でこれまでの経過を説明し、双方の主張を説明するなど、それぞれが代表としての役割を果たしているかどうか、一般の県民が評価できるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。会議を公開対象にするのは民主的な運営をしていることのアピールになります。部分的な公開や一部しか公開しないことになるとかえって疑いが出ます。

私たち労働組合や弁護士会の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力が見えません。委員一人ひとりから結論へたどり着いた理由を聞きたいと強く願います。少なくとも議事要旨にどの委員がどのように発言したかを記載すべきです。労働者委員・使用者委員はそれぞれ組織を代表した上で、労働局に選ばれ審議に参加されていると考えます。賛否とその理由、重視した根拠、今後の展望を表明されて当然だと考えます。しかし、労働局は採決の場面についてすら報道に撮影するなど制限しています。一体、だれの利益を守っているのか疑問でなりません。守るのであれば最賃近傍で働かざるを得ない労働者の利益を最優先で守ってください。すべての県民、とりわけ最賃近傍で働く労働者が知り得て当然の情報です。言うまでもなく最低賃金額の決定は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものです。結論に至る肝心の審議を公開せず“密室”で決められては、理解のしようがありません。これは私たちが望む大幅引き上げが実現するときでも当然同様です。審議の一層の公開を強く求めますし、密室審議の結果は受け入れがたいと言

わざるを得ません。

4. 最賃1, 500円以上、全国一律化

今年の中央最低賃金審議会の目安は全ランク50円で、B, Cランクのいくつかの県では1~9円の上乗せをしています。広がり続けてきた格差を埋めようという地域からの強い姿勢と言えます。

県労連加盟の組合が出した意見と重複しますが、私たちが加盟する全国組織の全労連では全国各地で繰り返し最低生計費調査をおこなっています。全国どこでもおおよそ1時間当たり1, 500円から1, 700円程度が必要と試算が出ています。またこの調査の結果は、都会だから高い、地方だから低いとは必ずしもなっていません。労働人口の流出を招くため滋賀にとって通勤圏内である兵庫大阪京都との金額差は大きな問題です。今年の答申で兵庫とさらに差が広がりました。県庁所在地が隣接し、行き来の多い京都府との金額差は同じままです。調査の結果からは暮らせる賃金へ全体を引き上げることと、全国一律化が求められているのは明らかです。

現行のABCランクのもとで、通勤通学圏内である京都大阪兵庫との金額差は雇用について個々の企業での賃金や、統計上の賃金差がとりわけ京都府とあまりないにもかかわらず、最賃だけ低いのは滋賀の労働に関わるあらゆる場面で「イメージが悪く」なっているとと言えます。兵庫は目安に1円増しています。兵庫を除けば金額差は今年と変わらないですが、労働者委員が「地域間格差は、滋賀県から京都など都市部へ労働力を流出させ、中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさに拍車をかける一因となっていると思います」と指摘しているように求人などへの影響がでているのではないかと考えます。関西広域連合長である三日月大造滋賀県知事は7月23日の定例記者会見で、「…関西広域連合の市町村との意見交換の中では、最低賃金の統一化という文脈で、今まさに最低賃金の都道府県ごとのどのレベルに設定するのかという議論が始まっていますが…」と発言しています。事態が大きく動こうとしている中、積極的に金額面での地域差を埋めるようにするべきではないでしょうか。私たちは最賃の全国一律をもとめていますが、現状の中での歪さに大きな疑問があります。滋賀の地理的条件を考えれば重要視し検討すべき課題ですが、2者協議ではどのように検討されたのでしょうか知りたいところです。

賃金の下限を決めることのできる数少ない制度の中で、暮らせない額を定めてしまうことは大問題です。私たちの事務所に労働相談に来られる方の中で、その年の最低賃金額ちょうど、近傍で働いている人は少なくありません。企業の体力や労働者のあるべき

生活水準に関係なく、最低賃金額が低額で定められれば、賃金はその数字に落とし込まれます。私たちの仲間が「最賃生活体験」として最低賃金額で生活できるか毎年身をもって調査していますが、最低賃金額では身体的にも精神的にも社会的にも厳しいということ、調査結果は明らかにしています。生活困難な額を合法にしてしまうことには大きな疑問があります。

5. 終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を50円引き上げ、1,017円とするとした答申については審議の公開の不十分さ、生活するに届かない低額にとどまったことについて大変不服です。県民が不安なくあたりまえに暮らせる水準について改めて検討し、展望を示すべきです。せめて次年度につながるよう目安より1円から9円の積み増しをすすめた23の県に続く判断をすべきだと申しあげ、再審議を強く求めます。

続きまして資料No.3 コープしが労働組合からの異議申出書を朗読いたします。

<朗読>

2024年8月20日

滋賀労働局局长 多和田 治彦 様

コープしが労働組合執行委員長 山田 博也

2024年度滋賀県最低賃金の改定決定について（答申）への異議申し立て

2024年8月5日、滋賀地方最低賃金審議会にて50円引き上げの1,017円という答申が示されました。私たちコープしが労働組合は、情勢を踏まえ異議申し立てを行うものです。

1. 最低賃金の大幅な引き上げ広がる地域間格差の是正を

私たち労働者は、働く事で賃金を得ることでしか生計を立てていくことができません。「8時間働けば人間らしく暮らせる賃金」が、私たちにとっての「生計費」です。

今年度の目安額は、A～Cランクまで50円のため、BCランクの県が目安額を上回る引上げ額を示さなければ、地域間格差は縮まりません。全労連の最低生計費試算調査では、全国どこでも月額24～26万円が必要という結果が出ていて、時給1,600～1,700円が必要です。全国加重平均額1,054円では、1日8時間、月150時間働いても158,100円で、最低生計費試算調査の結果をみても、普通に暮らせる事は困難な状況です。都市も地方も関係なく生計費はほぼ同じなのに、しかも、最高額（東京1,163円）と滋賀県（1,017円）との差も146円もの格差があります。

総務省が6月24日に発表した人口動態では、地方の人口減が加速していて、人口減

少率の高い県で、県外への転出が転入を上まわる傾向にあります。その結果、最低賃金の低い地域から高い地域へと人口が流れ、地方の過疎化と高齢化に拍車をかけています。

生計費に地域間格差がない中で、地域によって最低賃金に違いがある事は、労働力の地方からの流出につながり、地方経済を疲弊するだけです。また「物価など、経済状況に地域差があるから」という事が理由にされますが、食品などの買い物も、今はスーパーやコンビニ、ネットで購入する時代に地域間はほとんどありません。最低賃金は地方によって違うのはおかしいです。地域間格差を解消、全国一律制にし、最低賃金は働けば暮らせる水準に引き上げさせるために、優先して実現させるべきです。

2. 最低賃金の大幅な引き上げには中小企業への公的な支援が欠かせない

本答申で労働局長へ要望された中小企業支援策の強化は、企業物価数が大幅に引き上がるなかで緊急を要するものだと考えます。最低賃金の大幅な引き上げには、中小零細企業への配慮（直接的な財政支援）（税や社会保障負担の軽減）（大企業との適正取引の実現支援）などが不可欠です。

貴最低賃金審議会は、抜本的な中小企業支援策などを国や県に強く提言するべきだと考えます。

3. 透明性がある地方審議会の構築を

滋賀地方最低賃金審議会の労働者委員は特定のローカルセンターに偏った選出が行われています。私達、コープしが労働組合が加盟する滋賀県労連は一貫して排除され、この物価高騰のもとで生活実態におかれているエッセンシャルワーカーや非正規労働者も選出されていません。そのため、公労使がどのような審議を経て答申を出されたのか全く分かりません。また、専門部会は3者協議以外非公開となっており、審議は極めて不透明な状況にあります。貴審議会は、公正かつ広範な労働者から選出するとともに、審議の経緯を広く県民に公開するよう強く求めるものです。

以上でございます。

○平井会長

それでは、異議申出審議の諮問をお願いします。

○足立賃金室長

局長から会長に異議申出の審議に係る諮問文を手交いたします。

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

[局長から会長に対して地域別最低賃金異議申出審議の諮問文を手交]

○平井会長

異議申出の審議についての諮問文の朗読をお願いします。

○平沢監督官

それでは、諮問文を朗読します。資料9ページ、No.4をご覧ください

滋労発基 0821 第1号

令和6年8月21日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長 多和田 治彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合から最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

○平井会長

それでは、諮問をいただきましたので、この異議申出について、審議を行いたいと思います。

委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

使用者側は、いかがですか。

○西田委員

今年度の滋賀県最低賃金の改正については、県内の経済状況や地域間格差の是正を踏まえ、様々な経済指標等を分析したうえで公労使委員が真摯に向き合い、慎重かつ十分な審議と議論を重ねた上で決定に至ったと考えています。

われわれ使用者側は反対の意見の委員も一部おりますが、異議申出書に記載された人件費や燃料費の高騰、円安による物価高の影響等も審議の中で議論された上での今回の答申となったことを踏まえれば、8月5日の答申どおり決定することが妥当だと考えています。

以上です。

○平井会長

使用者側、他にご意見はありませんか。

[意見なし。]

では、労働者側いかがでしょう。

○相澤委員

労働者側は当初、意見陳述いただいた内容も踏まえ、政府が掲げる最低賃金額の全国加重平均を2030年代半ばの早い時期までに1,500円を達成するという目標に向けて様々なデータを用いて、滋賀の経済状況、あるいは地域間格差の是正を求めて公労使で真摯に向き合い、議論に議論を重ねて慎重かつ十分な審議を行った中で、50円引き上げとの結論に至ったものと考えております。したがって、あらためて審議をする必要はないと捉えております。

今回の審議において、われわれ労働者委員も一部反対の委員もおりますが、異議申出書に記載された観点も十分に議論を尽くしたと考えておりますので、8月5日の答申どおりで問題ないと思っています。

以上です。

○平井会長

どなたかほかにご意見はございませんか。

[意見なし。]

では、公益側は、いかがですか。

○木下委員

公益側としましても労使双方が立場を踏まえ、相手側の立場も考慮しながら、労使双方の歩み寄りにより、得られた結論であると考えております。

異議申出書に記載された内容も審議の中で十分に審議を尽くしたうえで、今回の答申が出たわけですから、審議は出し尽くされていると考えています。

したがって、8月5日付けの答申どおりで決定することが適当であると考えています。

○平井会長

公益代表委員から他には、ないでしょうか。

〔意見なし〕

そうしますと公労使全て「答申どおり」との意見ですので、8月5日の答申どおり滋賀労働局長に答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

「異議なし」ということですので、事務局は、「答申文(案)」の作成をお願いします。

○足立賃金室長

それでは「答申文(案)」を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

お待たせしました。「答申文(案)」を配布・朗読いたします。

○平沢監督官

それでは、答申文(案)を朗読いたします。

滋賃審第9号

令和6年8月21日

滋賀労働局長 多和田 治彦 あて

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和6年8月21日貴職から、8月5日付け滋賀県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合、コープしが労働組合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

○平井会長

この「答申文案」について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これをもって、局長に答申しますので、案を取って、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、異議申出に係る審議結果を答申いたします。

○足立賃金室長

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

〔会長から局長に地賃異議申出審議の答申文を手交〕

○平井会長

これで、滋賀県最低賃金に係る審議が全て終了しました。

今後の滋賀県最低賃金の事務手続きについて、事務局から説明してください。

○足立賃金室長

本日、異議申出に係る答申をいただきましたので、今後、局長が滋賀県最低賃金の改正決定の手続きを行います。改正決定につきましては、最低賃金法第14条第1項及び同法施行規則第9条に基づき、8月30日から官報公示を行い、最低賃金法第14条第2項に基づき、公示の日から30日経過後の日であって当該決定において発効日と定めた日【10月1日、火曜日】が、滋賀県最低賃金の効力発生日となります。

事務局においては、官報公示開始日から、滋賀県最低賃金の周知広報活動を行います。一例としては、県内の各市町、商工会・商工会議所、関係団体の広報誌、ホームページ等への記事掲載依頼、公共機関及び関係機関等へのポスター掲示依頼を行ってまいります。各委員の皆様方もご協力の程、よろしく申し上げます。

○平井会長

はい、ありがとうございます。

これで、滋賀県最低賃金に係る審議が、全て終了しましたので、最低賃金審議会令第6条第7項により「今年度の滋賀県最低賃金専門部会」を廃止したいと思います。

滋賀県最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、本日をもって「令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会 滋賀県最低賃金専門部会」

を廃止いたします。

続きまして、議題（２）「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」です。

特別検討小委員会の報告について、当審議会で審議したいと思います。

本件は、先の第３回本審で、滋賀労働局長から６つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問をいただきました。

これを受けて、８月１９日に開催された特別検討小委員会において特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無についての報告書が、当審議会に報告されました。

事務局から、「報告書」の朗読をお願いします。

○平沢監督官

それでは、小委員会報告を朗読させていただきます。11 ページ、資料No.5をご覧ください。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名は略称とし、内容は結論のみとさせていただきます。小委員会委員のお名前は省略させていただきます。

新繊維工業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和６年８月５日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県新繊維工業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとするにはできないとの結論に達したので報告する。

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和６年８月５日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和６年８月５日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県一般機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県精密・電気機械器具製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

○平井会長

ただいまの「報告書」のとおり、「窯業・土石製品製造業」「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属部品製造業」の4つの産業については、【改正決定の必要性あり】ということで、「新繊維工業」及び「各種商品小売業」については、【全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった】として、滋賀労働局長に答申することとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

では、事務局で「答申文(案)」を配布してください。

○足立賃金室長

「答申文案」を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

〔答申文案の配布〕

○平井会長

それでは、「答申文(案)」を朗読してください。

○平沢監督官

答申文案についてですが、先ほど朗読いたしました小委員会報告と同内容となりますので、結論のみお伝えさせていただきます。

新繊維工業最低賃金、各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

窯業・土石製品製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具・電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無については、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

○平井会長

それではこれにより、答申するというところでよろしいか。

〔異議なし〕

それでは、これをもって、当審議会に報告しますので、案を取って、日付に今日の日付を入れてください。

それでは、答申します。

○足立賃金室長

会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

〔特賃6つの産業の必要性 答申文の手交〕

○平井会長

続きまして、議題(3)「特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)」です。事務局から説明をお願いします。

○足立賃金室長

ただいま、4つの産業の特定（産業別）最低賃金について、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきましたので、これら4つの産業については、金額審議を行うために改正決定の諮問を行います。

局長から会長に諮問文を手交いたします。会長、局長、お手数ですが、前にお進みください。

〔特賃4産業の改定の諮問文を手交〕

○平井会長

諮問文の配布、朗読をお願いします。

○平沢監督官

それでは、諮問文を朗読します。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名は略称とさせていただきます。

滋労発基 0821 第2号

令和6年8月21日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長 多和田 治彦

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金
- 2 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金
- 3 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金
- 4 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金

以上でございます。

○平井会長

ただいま4つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る諮問がありました。今後の事務手続等について、事務局から説明をお願いします。

○足立賃金室長

本日、4つの産業の特定(産業別) 滋賀最低賃金の改定に係る諮問をいただきましたので、今後は、最低賃金法第25条第2項に基づいて、金額に係る調査・審議のための4つの産業の専門部会を設置し、調査審議を行うこととなります。

○山下監督官

それでは、4つの専門部会の委員の任命手続について説明いたします。各専門部会の委員については、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項により公・労・使委員から各3名で合計9名となっています。

公益委員につきましては、労働局長が任命いたします。

労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、同条第4項により準用されます同審議会令第3条により、関係者・関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。

労・使委員の推薦の公示につきましては、本日、令和6年8月21日に公示し、締切日は9月6日金曜日となります。

また、併せて、最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条第1項に定める関係者の意見聴取に係る手続についてご説明いたします。

最低賃金の改正について調査審議を行う場合、滋賀地方最低賃金審議会は、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日が本日、令和6年8月21日、提出期日は9月6日金曜日となります。

以上となります。

○平井会長

ありがとうございます。

引き続き議題(4)「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」事務局から説明をお願いします。

○平沢監督官

最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」とされています。

専門部会で全会一致とならなかった議決については、本審で審議を行う余地があることから、令第6条第5項の適用は原則として専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限るべきとされています。

これまでは専門部会が全会一致の議決であっても本審で議決をしていただいております

が、令6条第5項が適用されると専門部会で全会一致の議決の場合、本審は開催されないこととなります。今年度の特定（産業別）最低賃金専門部会には令第6条第5項を適用するかについて、ご審議いただければと思います。

○平井会長

ただ今の事務局の説明では、今年地域別最賃もそうでしたし、昨年までの特定最賃でも「最低賃金審議会令第6条第5項は適用しない。」という運用で、各専門部会が結審したのち本審を開催して改めて採決を行っていましたが、今年特定最賃については「最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。」という運用にして、ただし、各専門部会が全会一致で結審した場合に限るという運用に変更してはどうかという説明でしたが、皆さまいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、最低賃金審議会令第6条第5項は、今年特定（産業別）最低賃金専門部会では適用することとします。

それでは、最後の議題（5）「その他」ですが、何かありませんか。

〔意見なし〕

事務局から何かありませんか。

○足立賃金室長

次の本審は、4つの部会のうち1つでも全会一致で結審しなかった場合は、10月31日木曜日、午前9時30分から、この場所、滋賀労働局6階共用会議室で開催し、全会一致に至らなかった産業の特定（産業別）最低賃金の採決並びに答申を行います。

4つの部会すべてが全会一致で結審した場合は、10月31日の本審は開催せず、各部会報告を答申とみなすこととなります。

詳細は各部会の結審時に再度、ご説明しますが、4件の特定（産業別）最低賃金の改正決定は、最低賃金法第15条第3項において準用する第11条第1項に基づき、4件まとめて答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第2項に基づき「公示のあった日から15日以内」となります。

異議の申し出がなければ、滋賀労働局長は、答申どおりに特定（産業別）最低賃金を決定します。

特定（産業別）最低賃金に係る異議申出があった場合は、11月18日（月）に、同法第11

条第3項に基づき、第5回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

また、来月9月から、4つの産業の特定（産業別）最低賃金の改正に係る金額審議が始まります。最初の開催は、全ての産業の全ての委員を対象とした合同専門部会を、9月13日金曜日の午前10時から、コラボ21の3階大会議室で開催いたします。専門部会の委員になられましたら、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○平井会長

最後に、局長からご挨拶があるとのことですのでお願いします。

○多和田局長

本日は、滋賀県最低賃金改正の意見に対する異議申出について、ご審議いただき、誠にありがとうございました。ご審議の結果、今月5日の「答申どおり」との結論をいただきましたので、10月1日の発効に向けて速やかに手続を進めてまいります。

これからは、労働局内の関係部署が一丸となって最低賃金の周知とその履行確保を図ってまいります。今年50円という大幅な引き上げ額となること、加えて1,000円という節目の額を超えることから例年にも増して、改正される最低賃金額の周知が重要と考えております。

また、附帯意見のとおり中小企業・小規模事業者に対する環境整備や各種支援策の拡充、法整備等の国の対応策などにつきましても、適切に推進してまいります。

委員の皆様には、引き続き労働行政にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も特定（産業別）最低賃金の金額審議がございますが、引き続き、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

○平井会長

ありがとうございました。

以上で、第4回滋賀地方最低賃金審議会を終了します。

お疲れ様でした。